が署名をした別記第五号様式の三による申出書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3　令第二十三条の三の二第一項の規定により在外選挙人名簿登録移転申請者の次条に定める書類を提示した受任者は、市町村の選挙管理委員会に対して、国又は地方公共団体が交付した書類であって当該者の写真を貼り付けてある書類その他市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類を提示しなければならない。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類）

第七条の四　令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。　［新設］

一　日本国又は地方公共団体が交付した書類であって、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

二　在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ　前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ　日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であって、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

（在外選挙人名簿登録移転申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第七条の五　令第二十三条の三の二第二項第二号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。　［新設］

2　令第二十三条の三の二第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の四に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第七条の六　令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。　［新設］

2　令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一　令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十二条第二項の規定による届出がされているとき。

二　令第二十三条の三の二第二項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。